

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 1 2 月 2 2 日

村上市長 大滝 平正 (印)

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

村上・岩船・瀬波地区プラン、山辺里地区プラン、上海府地区プラン
荒川地区プラン、神林地区プラン、舘腰地区プラン、三面地区プラン
高根地区プラン、猿沢地区プラン、塩野町地区プラン、山北地区プラン

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 1 2 月 2 2 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	3 4 経営体
個人	4 0 4 経営体
集落営農（任意組織）	1 0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- 村上・岩船・瀬波地区プラン、山辺里地区プラン荒川地区プラン
神林地区プラン、舘腰地区プラン、三面地区プラン、高根地区プラン
猿沢地区プラン、塩野町地区プラン **担い手は十分確保されている。**
- 上海府地区プラン、山北地区プラン **担い手がいない。**

5. 農地中間管理機構の活用方針

- 農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- 担い手に集積・集約化する。
- 担い手の分散錯圃を解消する。